



宮古労働基準監督署発表  
令和5年7月5日

【照会先】宮古労働基準監督署  
署長 井上 茂樹  
○監督・安衛課長 高橋 悠太  
電話 0980-72-2303

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～休業を要する労働災害を報告しない、いわゆる「労災かくし」の疑い～

宮古労働基準監督署（署長：井上<sup>いのうえ</sup> 茂樹<sup>しげき</sup>）は、本日、法人及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁平良支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和4年12月28日に発生した休業4日以上<sup>（1）</sup>の労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告を宮古労働基準監督署長に提出しなかった疑い（いわゆる「労災かくし」）。

### 1 被疑者

- （1）株式会社協栄生コン  
所在地：沖縄県宮古島市  
事業内容：生コンクリート製造販売業
- （2）代表取締役 A

### 2 違反被疑条文

被疑者株式会社協栄生コン、被疑者Aともに労働安全衛生法違反  
労働安全衛生法第100条（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
労働安全衛生法第120条第5号（罰則）  
労働安全衛生法第122条（両罰規定）（別添「関連条文一覧」参照）

### 3 事件の概要

令和4年12月28日、宮古島市に所在する株式会社協栄生コンのコンクリートブロック製造ヤード内において発生した、労働災害（休業4日以上）について、所轄労働基準監督署長に対して労働者死傷病報告を提出せず、いわゆる「労災かくし」を行った疑いがあるものです。

### 4 「労災かくし」について

労働安全衛生法では、事業者は、休業を要する業務上の負傷等について、所轄労働基準監督署長に、遅滞なく、法定の様式による「労働者死傷病報告」を提出して報告することを義務付けています。

「労働者死傷病報告」は、労働基準監督署において労働災害の発生原因等をいち

早く把握、分析し、事業場に対し、同種の災害の再発防止対策を確立させることをはじめとして、全国的な労働基準行政の推進に役立てられており、きわめて重要なものとなっています。

このため、宮古労働基準監督署では、「労働者死傷病報告」を提出せずに労働災害を隠ぺいするいわゆる「労働かくし」事案に対しては、今後も厳正に対処していく方針です。（別添リーフレット参照）

## 関連条文一覧

### ○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

（報告等）

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（第2項、第3項 略）

（罰則）

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

5 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

（1号～4号、6号 略）

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（労働者死傷病報告）

第97条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（第2項 略）

